

○法務省令第五号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十六条の三第一項並びに第百十九条の二第一項及び第三項、同条第四項において準用する同法第百十九条第四項並びに同法第百二十二条の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

法務大臣 平口 洋

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

		改 正 後	改 正 前
目次		目次	目次
第一章	〔略〕	第一章	〔同上〕
第二章	〔略〕	第二章	〔同上〕
第一節 登記記録（第三条の二——第九条）		第一節 登記記録（第四条——第九条）	
〔第二節——第四節 略〕		〔第二節——第四節 同上〕	
第三章	〔略〕	第三章	〔同上〕
第四章	〔略〕	第四章	〔同上〕
第一節 登記事項の証明等に関する請求（第一百九十三条——第一百九 十五条の四）		第一節 登記事項の証明等に関する請求（第一百九十三条——第一百九 十五条）	
〔第二節——第四節 略〕		〔第二節——第四節 同上〕	
〔第五章・第六章 略〕		〔第五章・第六章 同上〕	
附則		附則	
(地図等の訂正)		(地図等の訂正)	
第十六条	〔略〕	第十六条	〔同上〕
〔2~4 略〕		〔2~4 同上〕	
5 第一項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲 げる情報を提供しなければならない。		5 第一項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲 げる情報を提供しなければならない。	
〔一・二 略〕		〔一・二 同上〕	
三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承		三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承	

継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第一百九十五条第四項第一号、第二百二条の四第六項第一号、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二百二条の十四第四項第一号及び第二百二条の十五第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）に代わるべき情報）

〔6 ～ 15 略〕

（請求書類つづり込み帳）

第二十七条 請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

〔一・二 略〕

〔二の二 所有不動産記録証明書の交付の請求〕

〔三～九 略〕

2

（相続人申出における相続人申出等添付情報の省略）

第一百五十八条の二十 相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に關して法定相続情

継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二百二条の四第六項第一号、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二百二条の十四第四項第一号及び第二百二条の十五第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

〔6 ～ 15 同上〕

（請求書類つづり込み帳）

第二十七条 請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

〔三～九 同上〕

2

（相続人申出における相続人申出等添付情報の省略）

第一百五十八条の二十 相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に關して法定相続情

報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号の提供をもって、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもって、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき有限る。

2 番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができるとき有限る。

2 相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもって、前条第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき有限る。

電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができるとき有限る。

(所有不動産記録証明書の交付の請求情報等)

第一百九十五条 所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報を提供しなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によつて請求するときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 請求に係る不動産の所有権の登記名義人と請求人との関係
- 五 請求に係る不動産の登記記録を検索するために必要な所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
- 六 請求に係る書面の通数
- 七 送付の方法により所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

次の各号に掲げる者が所有権の登記名義人として記録されている不動産に係る所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合には、前項第五号に定める事項に加え、当該不動産の登記記録を検索する

第一百九十五条 削除

ために必要な事項として、当該各号に定める事項を内容とする情報を提供することができる。

一 日本の国籍を有しない者 氏名の表音をローマ字で表示したものの

二 会社法人等番号を有する法人 会社法人等番号

3 第一項各号に掲げる事項及び前項各号に定める事項を内容とする情報は、請求に係る不動産の所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。

4 第一項の請求をする場合には、次に掲げる情報を同項各号に掲げる事項を内容とする情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市については、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する情報

二 請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報

三

代理人によつて請求をするとき（支配人等が法人を代理して第一項の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号を提

供したときを除く。)は、当該代理人の権限を証する情報

四

請求人が請求に係る不動産の所有権の登記名義人でないときは、請求人が当該不動産の所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であることを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)

五 第一項第五号に掲げる情報として提供された氏名又は名称及び住所(第一項第一号に掲げる情報として提供されたものと異なる場合に限る。)が請求人(前号の場合にあつては、請求人の被承継人)の氏名又は名称及び住所であること(氏名又は名称及び住所に変更があつた場合にあつては、変更前の氏名又は名称及び住所を含む。)を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)

5| 前項第一号の規定は、請求人が同号の情報が記載された書面(印鑑に関する証明書を除く。)を登記官に提示した場合には、適用しない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

6| 請求人が法人である場合において、当該法人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもつて、第四項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

7| 法人である代理人によつて第一項の請求をする場合において、当

該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該代理人の代表者の資格を証する情報を提供することを要しない。

8| 法第百十九条の二第二項の規定により請求人が所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合において、請求人が所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であることを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報に關して法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもつて、第四項第四号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができるときに限る。

（所有不動産記録証明書の交付の請求の方法等）

第一百九十五条の二 所有不動産記録証明書の交付の請求は、前条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項各号に定める事項を内容とする情報を記載した書面並びに同条第四項各号に掲げる情報を記載した

〔条を加える。〕

書面を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2| 所有不動産記録証明書の交付の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項各号に定める事項を内容とする情報並びに同条第四項各号に掲げる情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、所有不動産記録証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨の情報を提供しなければならない。

（添付書面の原本の還付請求）

**第一百九十五条の三** 第五十五条の規定は、前条第一項の規定により第一百九十五条第四項各号に掲げる情報が記載された書面を提出した請求人について準用する。

（電子情報処理組織による請求における添付情報の特例）

**第一百九十五条の四** 第百九十五条の二第二項前段の規定により所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合において、請求人が第一百九十五条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項各号に定める事項を内容とする情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該請求人の第四十三条第一項各号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもつて、

第一百九十五条第四項第一号に掲げる情報の提供に代えることができ  
る。

〔条を加える。〕

2| 令第十二条第二項及び第十四条の規定は、第百九十五条の二第二項前段の規定により提供する第百九十五条第四項各号に掲げる情報について準用する。

3| 第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

（所有不動産記録証明書の作成及び交付）

第一百九十九条 法第一百十九条の二第一項の登記記録に記録されている

事項のうち法務省令で定めるものは、不動産所在事項及び不動産番号とする。

2| 登記官は、所有不動産記録証明書を作成するときは、請求に係る

所有不動産記録証明書である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3| 前項の規定により作成する所有不動産記録証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一 請求に係る記録があるとき 別記第十二号の二様式

二 請求に係る記録がないとき 別記第十二号の三様式

4| 所有不動産記録証明書は、不動産の登記記録を検索するため必要な事項として提供された所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所ごとに作成するものとする。

第一百九十九条

削除

5| 第百九十七条第六項の規定は所有不動産記録証明書の交付について、

第一百九十七条の二の規定は第一百九十五条の二第二項前段の規定

により所有不動産記録証明書の交付を請求した者が当該所有不動産

記録証明書を登記所で受領するときについて、それぞれ準用する。

(手数料の納付方法)

第二百三条 法第一百九条第一項及び第二項、第一百九条の二第一項及び第二項、第一百二十条第一項及び第二項並びに第一百二十二条第一項から第四項までの手数料を収入印紙をもつて納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 「略」

(送付に要する費用の納付方法)

第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求又は第一百九十五条第一項の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第一百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納出をしなければならない。

「2・3 略」

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第二百五条 「略」

第二百三条 法第一百九条第一項及び第二項、第一百二十条第一項及び第二項並びに第一百二十二条第一項から第四項までの手数料を収入印紙をもつて納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 「同上」

(送付に要する費用の納付方法)

第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付をしなければならない。

「2・3 同上」

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第二百五条 「同上」

「2・3 略」

法第百十九条の二第四項において準用する法第百十九条第四項た

だし書の法務省令で定める方法は、第二百九十五条の二第二項に規定する方法とする。

5 第二項の規定は、第二百九十五条の二第二項前段の規定により所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合における手数料の納付について準用する。

(準用)

第二百四十五条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三十三条第一項の規定は法第百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもつて納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第百二十条第二項及び第二百二十二条第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、同条第三項中「法第百二十二条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」とあるのは「法第百四十九条第二項に規定する筆界特定手続記録」と、第二百三十三条第一項中「法第百十九条第

「2・3 同上」

「項を加える。」

(準用)

第二百四十五条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三十三条第一項の規定は法第百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもつて納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第百二十条第二項及び第二百二十二条第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、同条第三項中「法第百二十二条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」とあるのは「法第百四十九条第二項に規定する筆界特定手続記録」と、第二百三十三条第一項中「法第百十九条第

一項及び第二項、第一百十九条の二第一項及び第二項、第一百二十条第一項及び第二項並びに第一百二十一第一項から第四項まで」とあるのは「法第一百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第一百九十三条第一項の交付の請求又は第一百九十五条第一項の請求」とあるのは「第二百三十八条第一項の交付の請求」と、「第一百九十七条第六項（第一百九十九条第五項、第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四条第三項」と読み替えるものとする。

一項及び第二項、第一百二十条第一項及び第二項並びに第一百二十一一条第一項から第四項まで」とあるのは「法第一百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第一百九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第一百四十条第三項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「 」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である

別記第十二号の次に次の二様式を加える。

別記第十二号の二様式（第百九十九条第三項第一号関係）

所有不動産記録証明書				
請求人				
資格	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人その他の一般承継人			
氏名又は名称				
住所				
検索条件				
氏名又は名称				
ローマ字氏名				
住所				
会社法人等番号				
検索条件に該当する所有権の登記名義人が記録されている不動産				
番号	管轄登記所	種別	不動産所在事項及び不動産番号	登記申請用コード (要専用ソフト)

所 有 不 動 产 記 錄 証 明 書

請 求 人

資 格	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人その他の一般承継人
氏 名 又 は 名 称	
住 所	

検 索 条 件

氏 名 又 は 名 称	
ローマ字氏名	
住 所	
会社法人等番号	

検索条件 \*に該当する所有権の登記名義人が記録されている不動産はない。

（船舶登記規則の一部改正）

第二条 船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(不動産登記規則の準用)	改 正 前
<p>第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（6）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十条、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第一百六十八条（第一項を除く。）、第一百六十九条（第一項を除く。）、第一百七十条、第一百七十五条、第一百七十六条（第三項を除く。）、第一百七十八条から第一百八十条まで、第一百八十二条の二まで、第一百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第一百八十四条から第一百八十六条まで、第一百八十七条第二</p>	<p>第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（6）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十条、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第一百六十八条（第一項を除く。）、第一百六十九条（第一項を除く。）、第一百七十条、第一百七十五条、第一百七十六条（第三項を除く。）、第一百七十八条から第一百八十条まで、第一百八十二条の二まで、第一百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第一百八十四条から第一百八十六条まで、第一百八十七条第二</p>

号、第一百八十八条、第一百八十九条（第一項を除く。）、第一百九十条から第一百九十二条まで、第一百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第一百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五条第一項、第四項及び第五項を除く。）の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百八十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百十条、第一百八十五条第二項、第一百八十四条、第一百八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第二百三条第一項 及び第二項、第一百十九条第一項 船舶登記令第三十三条第一項及び第二項	法第一百九条第一項 船舶登記令第三十三条第一項及び第二項	
九条の二第一項及び 並びに第三十四条第		

号、第一百八十八条、第一百八十九条（第一項を除く。）、第一百九十条から第一百九十二条まで、第一百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第一百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第二百五条第一項を除く。）の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百十条、第一百八十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百十四条、第一百八十五条第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕		
第二百三条第一項 及び第二項、第一百十九条第一項 船舶登記令第三十三条第一項及び第二項	法第一百九条第一項 船舶登記令第三十三条第一項及び第二項	
十条第一項及び第二 並びに第三十四条第		

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	第二百四条第一項		第二項、第三百二十条 第一項及び第二項並 びに第三百二十一条第 一項から第四項まで	
		第一百九十三条第一項 の交付の請求又は第 百九十五条第一項の 請求	船舶登記規則第四十 五条第一項の交付の 請求	船舶登記規則第四十 五条第一項の交付の 請求	船舶登記規則第四十 五条第一項の交付の 請求
		第一百九十七条第六項 (第一百九十九条第五 項、第二百条第三項 及び第二百一条第三 項において準用する 場合を含む。)	船舶登記規則第四十 五条第六項	船舶登記規則第四十 五条第六項	船舶登記規則第四十 五条第六項

「同上」	第二百四条第一項		第二項、第三百二十条 第一項から第四項まで	
	第一百九十七条第六項 (第二百条第三項及 び第二百一条第三項 において準用する場 合を含む。)	船舶登記規則第四十 五条第六項	船舶登記規則第四十 五条第六項	船舶登記規則第四十 五条第六項
	七条第六項	七条第六項	七条第六項	七条第六項

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第三条 農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(不動産登記規則の準用)	(不動産登記規則の準用)
<p>第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあつては、第四十八条第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第一百六十八条（第一項を除く。）、第一百六十九条（第一項を除く。）、第一百七十条、第一百七十五条、第一百七十六条（第三項を除く。）、第一百七十八条、</p>	<p>第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号及び第四号から第八号まで、第三条の二、第五条から第九条まで、第七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十七条の二、第二十七条の三、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第二十一号まで、第二十八条の二第一号の二、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあつては、第四十八条第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十五条まで、第一百六十三条から第一百六十六条まで、第一百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第一百六十八条（第一項を除く。）、第一百六十九条（第一項を除く。）、第一百七十条、第一百七十五条、第一百七十六条（第三項を除く。）、第一百七十八条、</p>

第一百七十九条、第一百八十二条（第二項第三号を除く。）から第一百八十二条の二まで、第一百八十三条第一項第二号及び第二項、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十八条、第一百八十九条（第一項を除く。）、第一百九十条から第一百九十二条まで、第一百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第一百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第一百五条第一項、第四項及び第五項を除く。）の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百八十二条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第二百三条第一項	法第一百九条第一項	農業用動産抵当登記
及び第二項、第一百十	令第十六条第一項及	

第一百七十九条、第一百八十二条（第二項第三号を除く。）から第一百八十二条の二まで、第一百八十三条第一項第二号及び第二項、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十八条、第一百八十九条（第一項を除く。）、第一百九十条から第一百九十二条まで、第一百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第一百九十八条、第二百二条第一項及び第三項並びに第四章第三節（第二百二条の二第一項並びに第二百二条の四第一項及び第三項を除く。）及び第四節（第一百五条第一項を除く。）の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第一百八十二条の十五第三項第一項第一号イ、第二百二条の四第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕		
第二百三条第一項	法第一百九条第一項	農業用動産抵当登記
及び第二項、第一百二	令第十六条第一項及	

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔略〕	第二百四条第一項		九条の二第一項及び 第二項、第一百二十条 第一項及び第二項並 びに第一百二十二条第 一項から第四項まで	び第二項並びに第十 七条第一項及び第二 项
		第一百九十三条第一項 の交付の請求又は第 百九十五条第一項の 請求	農業用動産抵当登記 規則第三十六条第一 項の交付の請求	農業用動産抵当登記 規則第三十六条第一 項	び第二項並びに第十 七条第一項及び第二 项
〔同上〕		第二百四条第一項	第一百九十三条第一項	第一百九十三条第一項	十条第一項及び第二 項並びに第百二十一 条第一項から第四項 まで
		第一百九十七条第六項 （第一百九十九条第五 項、第二百条第三項 及び第二百一条第三 項において準用する 場合を含む。）	農業用動産抵当登記 規則第三十八条第六 項	農業用動産抵当登記 規則第三十六条第一 項	び第二項並びに第十 七条第一項及び第二 项
		第二百四条第一項	第一百九十三条第一項	第一百九十三条第一項	十条第一項及び第二 項並びに第百二十一 条第一項から第四項 まで
		第一百九十七条第六項 （第二百条第三項及 び第二百一条第三項 において準用する場 合を含む。）	農業用動産抵当登記 規則第三十八条第六 項	農業用動産抵当登記 規則第三十六条第一 項	び第二項並びに第十 七条第一項及び第二 项

（建設機械登記規則の一部改正）

第四条 建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
		(不動産登記規則の準用)	
第三十五条	〔略〕	第三十五条	〔同上〕
		読み替える規定 〔略〕	読み替えられる字句 読み替える字句
	第二百三条第一項 及び第二項、第百十九条第一項 九条の二第一項及び 第二項、第百二十条 一項から第四項まで びに第百二十二条第一項 一項及び第二項並	法第百十九条第一項 建設機械登記令第十 三条第一項及び第二 項並びに第十四条第 一項及び第二項	建設機械登記令第十 三条第一項及び第二 項並びに第十四条第 一項及び第二項
備考	表中の「」の記載は注記である。	第二百三条第一項 及び第二項、第百二十二条第一項 一項及び第二項	建設機械登記令第十 三条第一項及び第二 項並びに第十四条第 一項及び第二項

## 附 則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第一百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百二十条第三項の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年二月一日）から施行する。